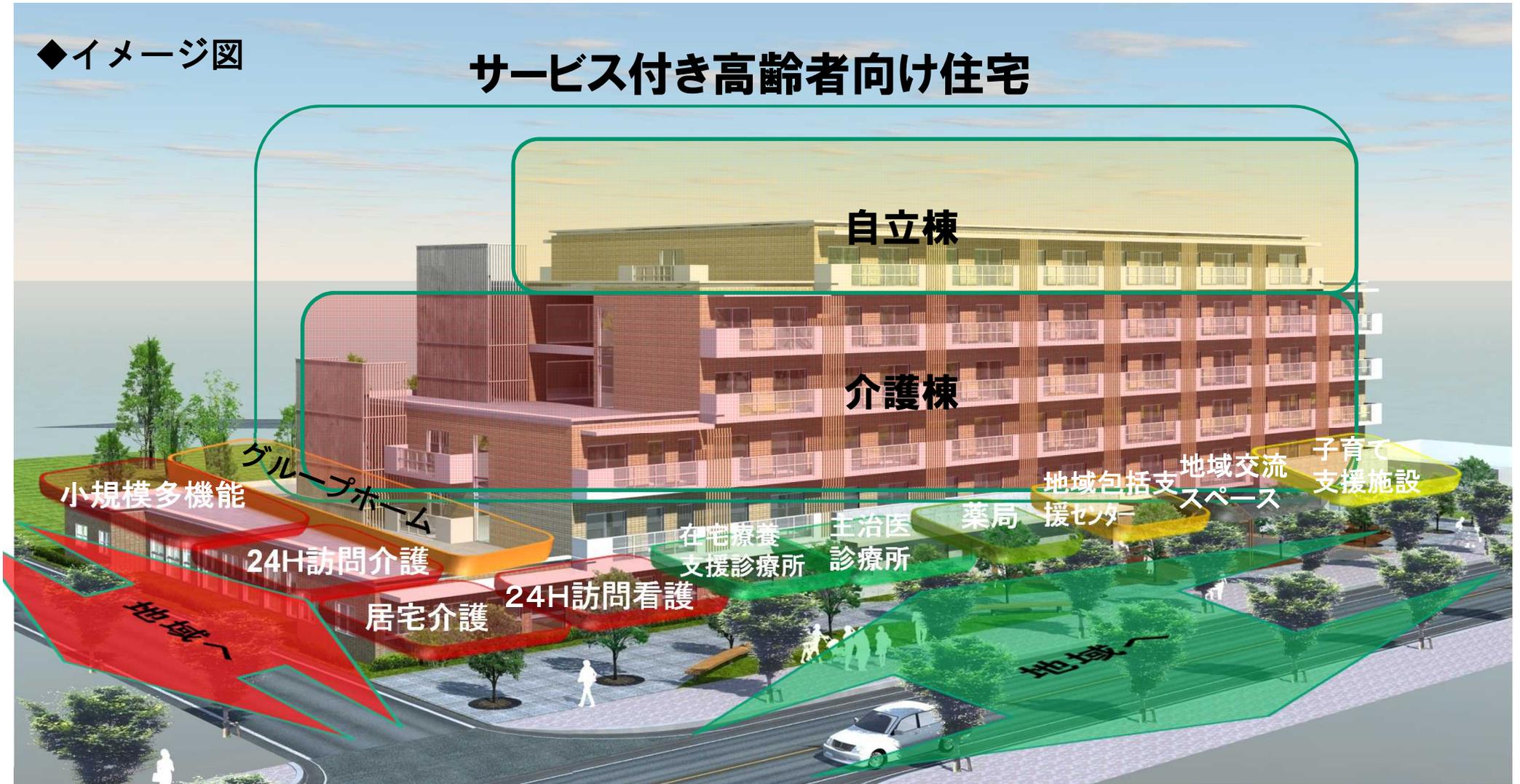


地域包括ケアのモデル拠点の整備

サ高住に様々な医療・介護サービスを組み合わせたモデル拠点を豊四季台団地に整備（URによる公募）。【平成26年初旬完成】

◆イメージ図

サービス付き高齢者向け住宅



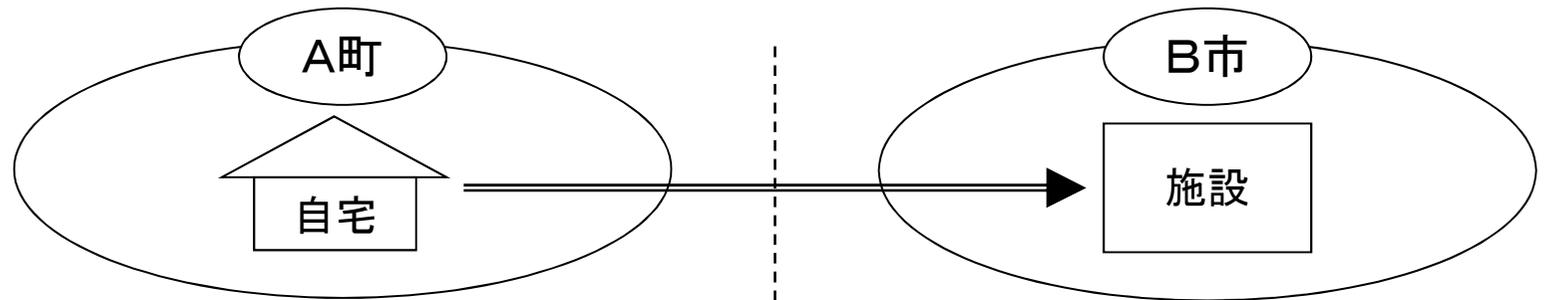
※本図は、実施設計前のイメージであり、完成後の建物とは異なる場合があります。

提供：株式会社学研ココファン

住所地特例制度について

- 介護保険制度においては、各人はその住所地の市町村の被保険者となり、それぞれの地域のサービス水準に見合った当該市町村の保険料を負担するのが原則である。
- しかしながら、介護保険施設については、施設の所在する市町村の財政への配慮等の観点から、特例として、入所者は入所前の市町村の被保険者となり、入所前に住所のあった市町村が保険給付を行う仕組みを設けている。
(住所地特例・介護保険法第13条)

＜例＞ A町の自宅に住んでいた高齢者がB市の介護保険施設に入所する場合



<u>住所</u>		<u>B市</u>
住民税		B市
行政サービス		B市
<u>介護保険の被保険者</u>	<u>A町</u>	
介護保険料	A町	
保険給付	A町	

→ B市の住民であるが、介護保険に関してのみA町の被保険者となる。
(A町が定める保険料を支払い、保険給付もA町から受ける)

○ 住所地特例対象施設について

- (1) 介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）
- (2) 特定施設（地域密着型特定施設を除く。）
 - ・ 有料老人ホーム
 - ※ただし、有料老人ホームであって、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸借方式のサービス付き高齢者向け住宅は対象外。
 - ・ 軽費老人ホーム
 - ・ 養護老人ホーム

○ 対象範囲の見直しの経緯

	対象施設
制度創設時	・介護保険施設(特養、老健、介護療養病床)のみ。
H17年改正後 (平成17年6月29日公布) (平成18年4月1日施行)	(介護保険施設以外に次のものを追加) ・ 介護専用型特定施設のうち入所定員30人以上であるもの ・ 養護老人ホーム
H18年改正(三位一体改革)後 (平成18年3月31日公布) (平成18年4月1日施行)	(特定施設部分の対象拡大) ・ 特定施設(有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、適合高専賃)
H23年改正後 (平成23年6月22日公布) (平成24年4月1日施行)	(特定施設部分の改正) ・特定施設(<u>有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸方式のサービス付き高齢者向け住宅を除く。)</u> 、養護老人ホーム、軽費老人ホーム)

○「特定施設」のうち住所地特例の対象外の施設

○有料老人ホームなどの特定施設は住所地特例の対象となるが、例外として、サービス付き高齢者向け住宅のうち「賃貸借方式のもの」でかつ「特定施設入居者生活介護を提供していないもの」は、特定施設に該当しても、住所地特例の対象外となっている。（※サ付き住宅のうち特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設は5%に留まっており、また、全体の89%は賃貸借契約のため、その太宗が住所地特例の対象外となっている。）

介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を提供

介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理の少なくともいずれかを提供

安否確認、生活相談サービスのみを提供

地域密着型特定施設
(地域密着型特定施設入居者生活介護)

特定施設
入居者生活介護

特定施設 (①②③のうち地域密着型特定施設以外が該当)

有料老人ホームに該当しない(食事提供等のない)サ付き住宅

※サ付き住宅の94%は食事提供あり

利用権方式

介護付有料老人ホーム (利用権方式)

住宅型有料老人ホーム (利用権方式)

健康型有料老人ホーム (利用権方式)

サービス付き高齢者向け住宅(利用権方式)

賃貸借方式

介護付有料老人ホーム (賃貸借方式)

住宅型有料老人ホーム (賃貸借方式)

健康型有料老人ホーム (賃貸借方式)

サービス付き高齢者向け住宅(賃貸借方式)

特定施設のうち
住所地特例の対象外

一定要件に該当して登録
↓
サービス付き高齢者向け住宅

②養護老人ホーム

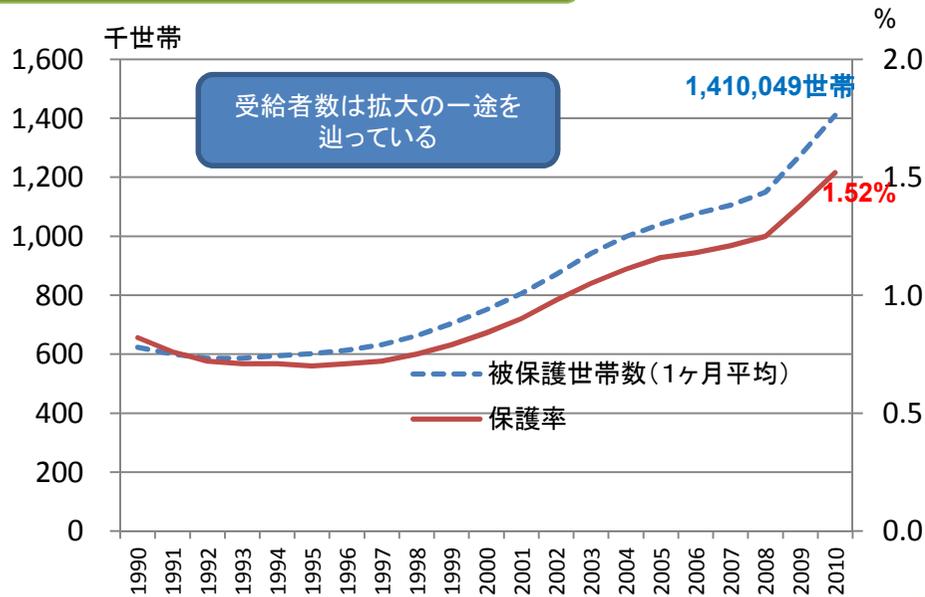
③軽費老人ホーム

サービス付き住宅のうち住所地特例の対象外のもの

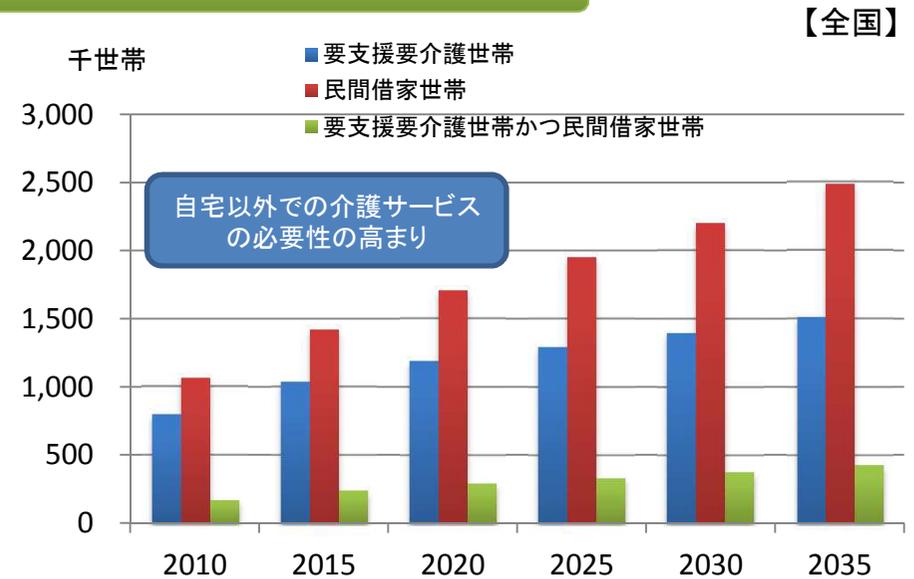
低所得高齢者の住まいについて

背景: 人口構成の変化

① 生活保護受給者の年次推移(実績)



② 単身者・借家住まいの増加(推計)



今後の課題

- 高齢者の「居住」の場は、数量的に限界があるため、今後も適切な供給を図るための施策が必要。
- 医療・介護の必要性が高い者から施設で受け入れられる場合、軽度のサポートのみを必要とする高齢者に対するセーフティネットが機能しなくなるおそれ。

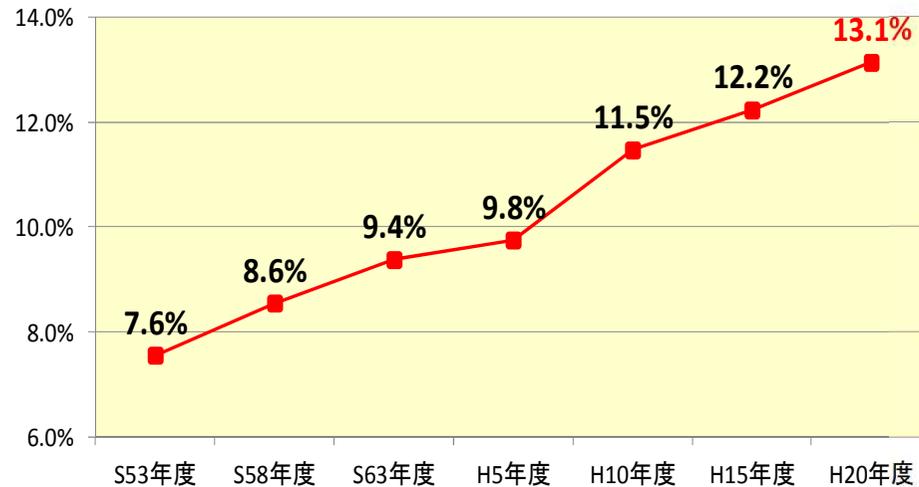
今後の政府方針

- 【日本再興戦略 -JAPAN is BACK- (平成25年6月14日閣議決定)】
- 中低所得層の高齢者が地域において安心して暮らせるようにするため、空家や学校跡地などの有効活用による新たな住まいの確保を図る。

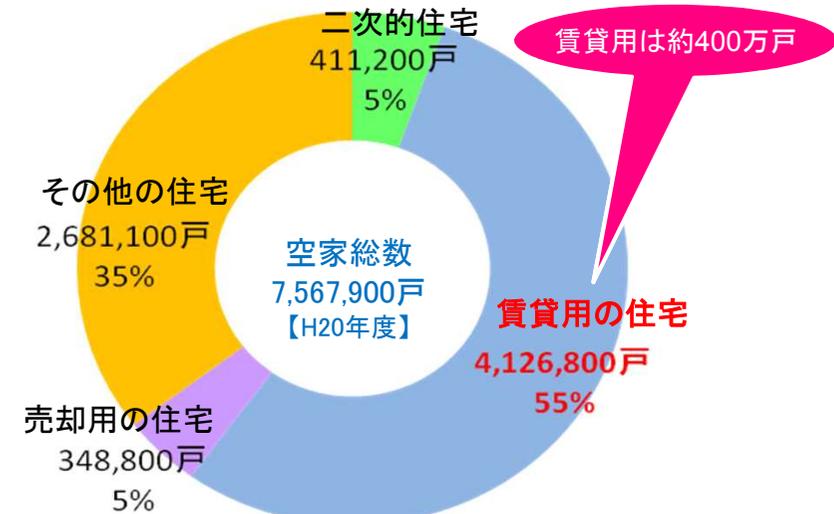
既存空家を活用した居住支援

空家の実態

【空家率の推移】



【空家の種類別内訳】



※二次的住宅:別荘及びその他(たまに宿泊する人がいる住宅)
賃貸又は売却用の住宅:新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅
その他の住宅:上記の他に人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など
(出典)住宅・土地統計調査(総務省)

空家（学校などの空き建築物を含む）の活用により、低廉な家賃の住まいを前提とした居住支援を実現

居住支援のスキーム

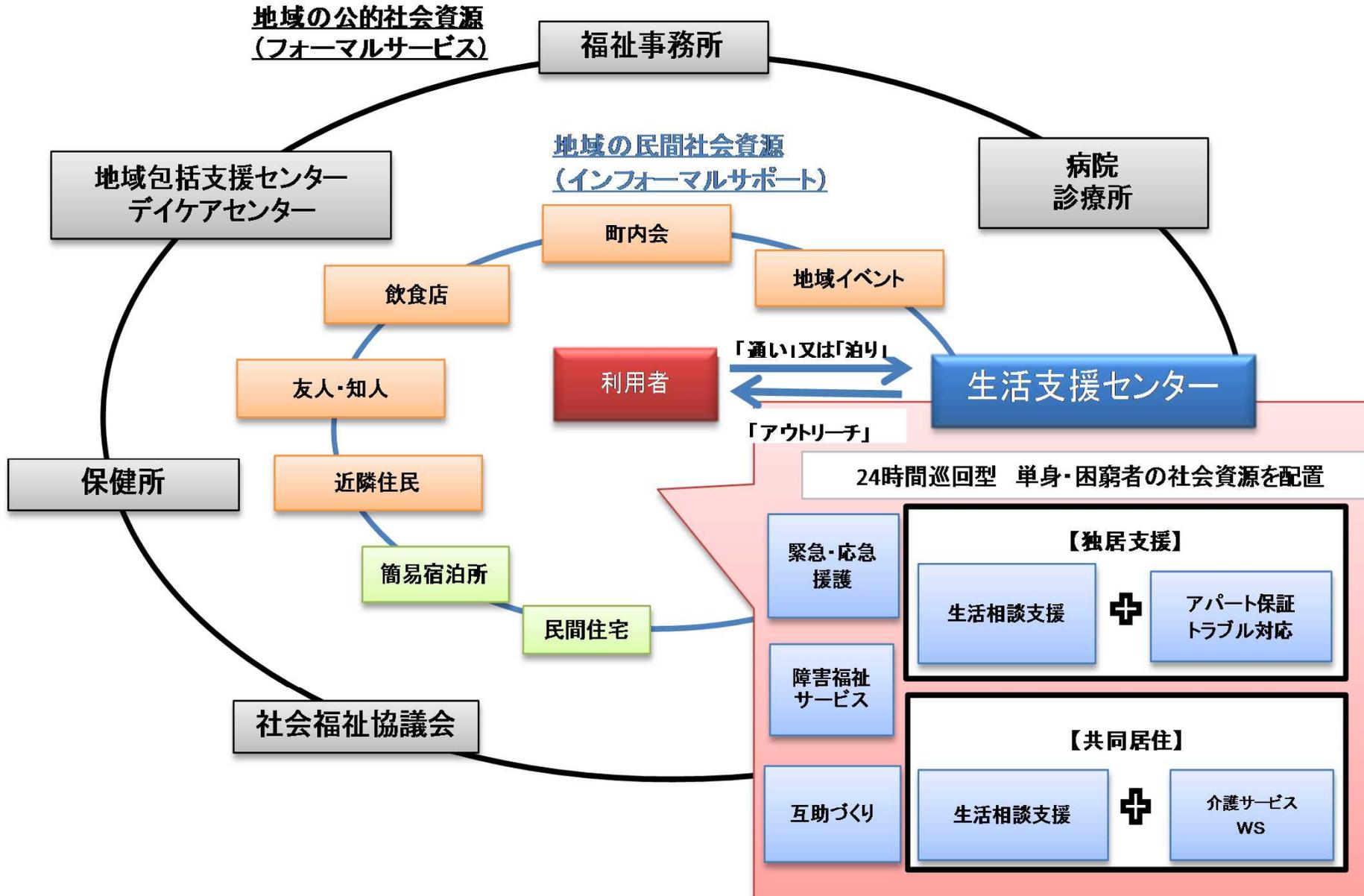
・ 入居可能な空家（改修したものを含む）については、マッチングによる入居支援から入居後の生活支援までを一体的に実施

+

・ 設備の更新やバリアフリー化が必要な空家については、改修等による住まいの確保支援を実施

ふるさとの会の取り組みについて

～生活困窮(高齢)者に対する居住と居場所(就労、社会参加含む)の確保を支援～



～生活支援を地域に埋め込む～ 生活支援事業【ふるさと版】

- (1) **支援拠点** 居場所と相談窓口
- (2) **居住支援** 既存ストックの活用
- (3) **生活支援** 巡回型相談・訪問
生活の互助づくり(→就労の場づくり)
地域包括ケアシステムとの連携
- (4) **アウトリーチ** 孤立した生活困難者の発見
- (5) **コミュニティ** 居場所と地域づくりの互助

目的は「互助」づくり

～誰でも気軽に立ち寄れる どんな相談もできる～

まちカフェふるさと OPEN!

木のぬくもりに囲まれたカフェで、
おいしいコーヒーを飲みに来ませんか？



コーヒーサービス無料!

どなたでもお気軽にお立ち寄りください。

(独)福祉医療機構より補助金を受けて運営しています)



営業時間：11:00～15:00

営業日：月・火・木・金(祝日は除く)

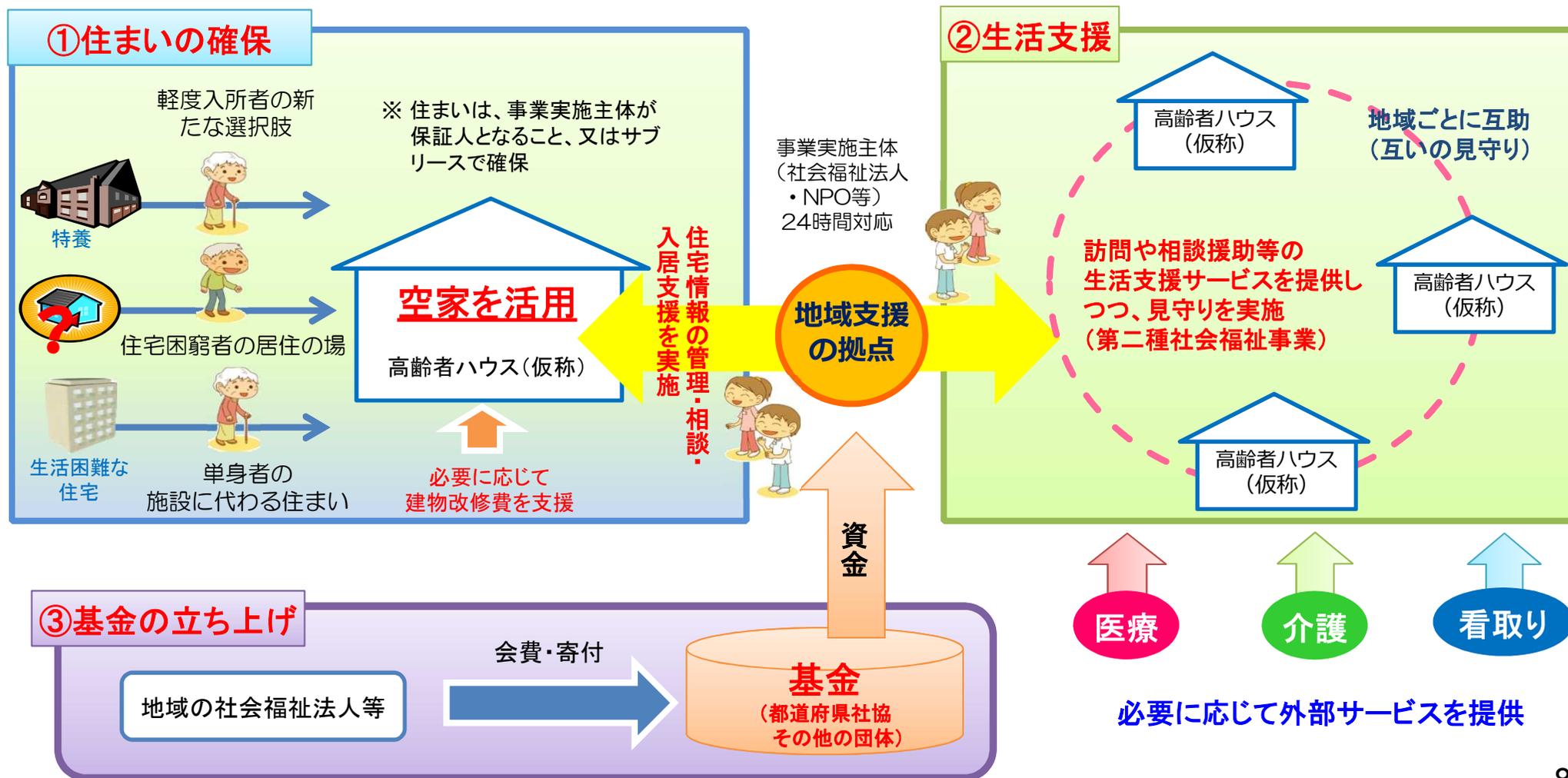
住所：新宿区大久保1-10-22平田ビル1F

(JR山手線・新大久保駅、都営大江戸線・東新宿駅から徒歩10分)

TEL：03-6205-5528 FAX：03-6205-5529

E-Mail：info-machicafe@hurusatonokai.jp

- 自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者を対象に、社会福祉法人やNPO等が、
 - ①既存の空家等を活用した低廉な家賃の住まいの確保を支援するとともに、
 - ②日常的な相談等(生活支援)や見守りにより、高齢者が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるような体制を整備することについて、国としても支援する。
- また、③これらの事業を実施するための基金の造成に係る立ち上げ支援も併せて行う。



廃校となった小学校の校舎を活用した取組の例

ヘルスケアタウンにしおおい / 東京都品川区

2009年3月開設

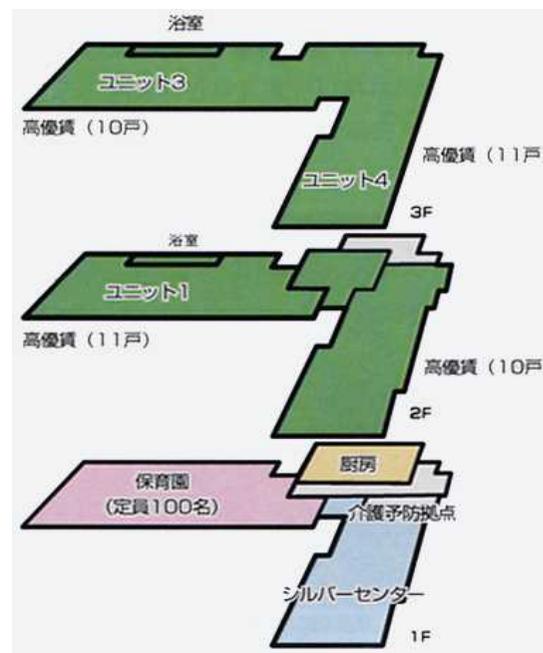
小中一貫校の整備により移転した小学校の校舎を福祉・交流施設に改修。公募で選ばれた社会福祉法人がサービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け活動拠点、認可保育園を運営。

◆ケアホーム西大井こうほうえん(サービス付き高齢者向け住宅)

戸数	42戸(定員48名)	
住戸面積	20.68~37.89㎡	
入居時費用	敷金	
月額費用	家賃	80,000~100,000円 ※所得に応じて、高優賃制度に基づく家賃補助と品川区独自の家賃助成あり
	共益費	30,000円
	基本サービス費	30,000円(1人あたり)
	食費	51,000円(1日3食・30日)



写真提供: 社会福祉法人こうほうえん

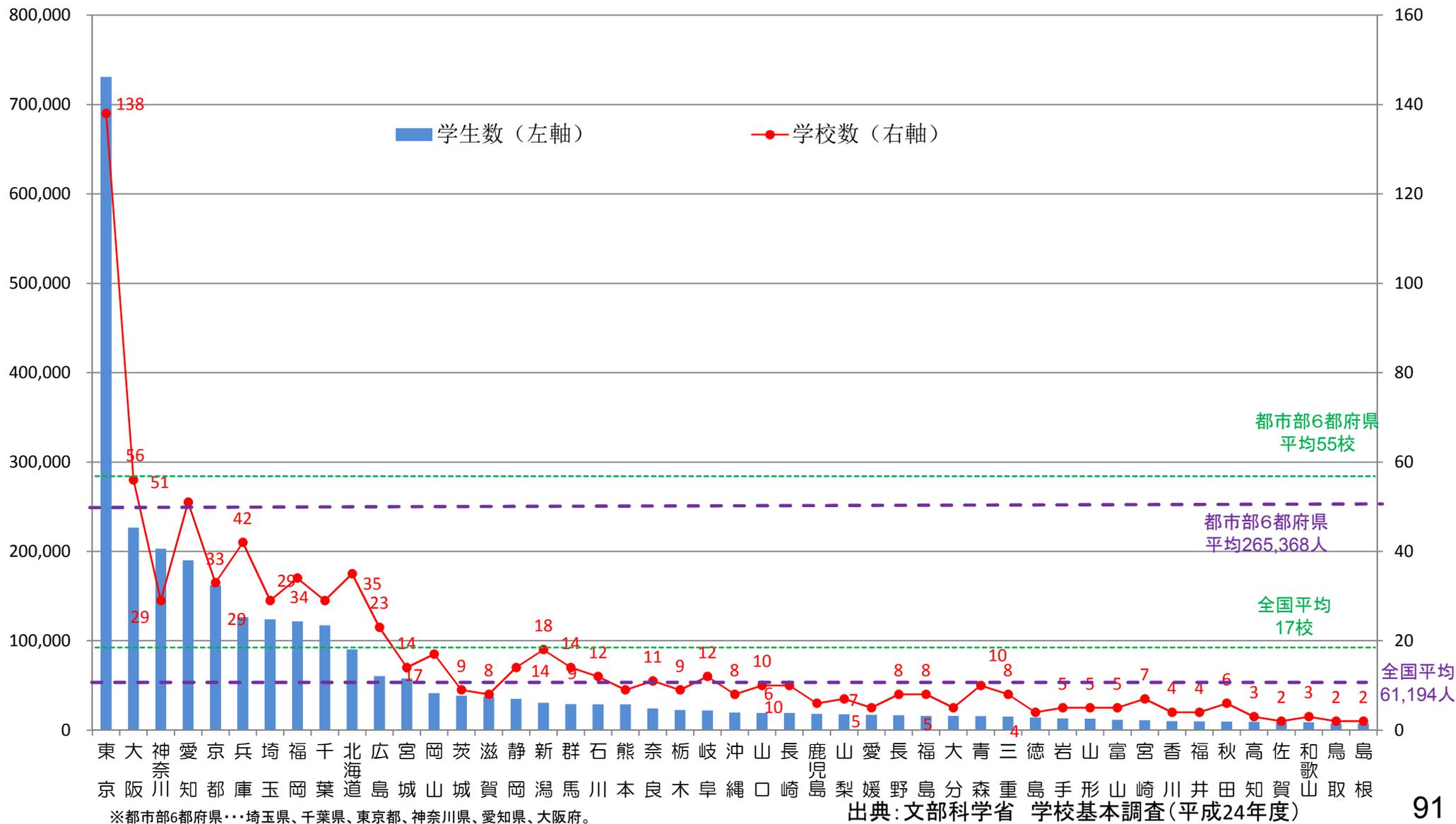


建物外観(改修後)

サ付き住宅 2人用住戸

都道府県別 大学の数と学生数(平成24年度)

○ 都市部においては、多くの大学等の教育機関が立地し、全国的にも学生が多い状況にある。



一世代が直面する課題

■ 居住の継続意向 (60才以上世帯の約60%→虚弱後50%)

子世帯と同居



- ▶▶▶ 同居家族による相続可能性は高い
- ▶▶▶ 今後の住み続け意向も高い



このような世帯はわずか (5%)

子世帯と別居



- ▶▶▶ 直系血族による相続可能性が低い
- ▶▶▶ 高齢期を迎える不安

地域サービスを利用して住み続けたい	5割
安心できる住宅や施設に住み替えたい	2割
わからない	2割



地域に住み続けるための
地域サービスが必要

■ 住み替え意向 (60才以上世帯の約10%→虚弱後20%)

ニーズ

50~60歳前後 ▶▶▶ 沿線の便利な所を希望



70歳前後 ▶▶▶ 子供の居住地近くを希望



住み替え先が必要

沿線駅周辺マンション
+ 近くにシニア関連施設

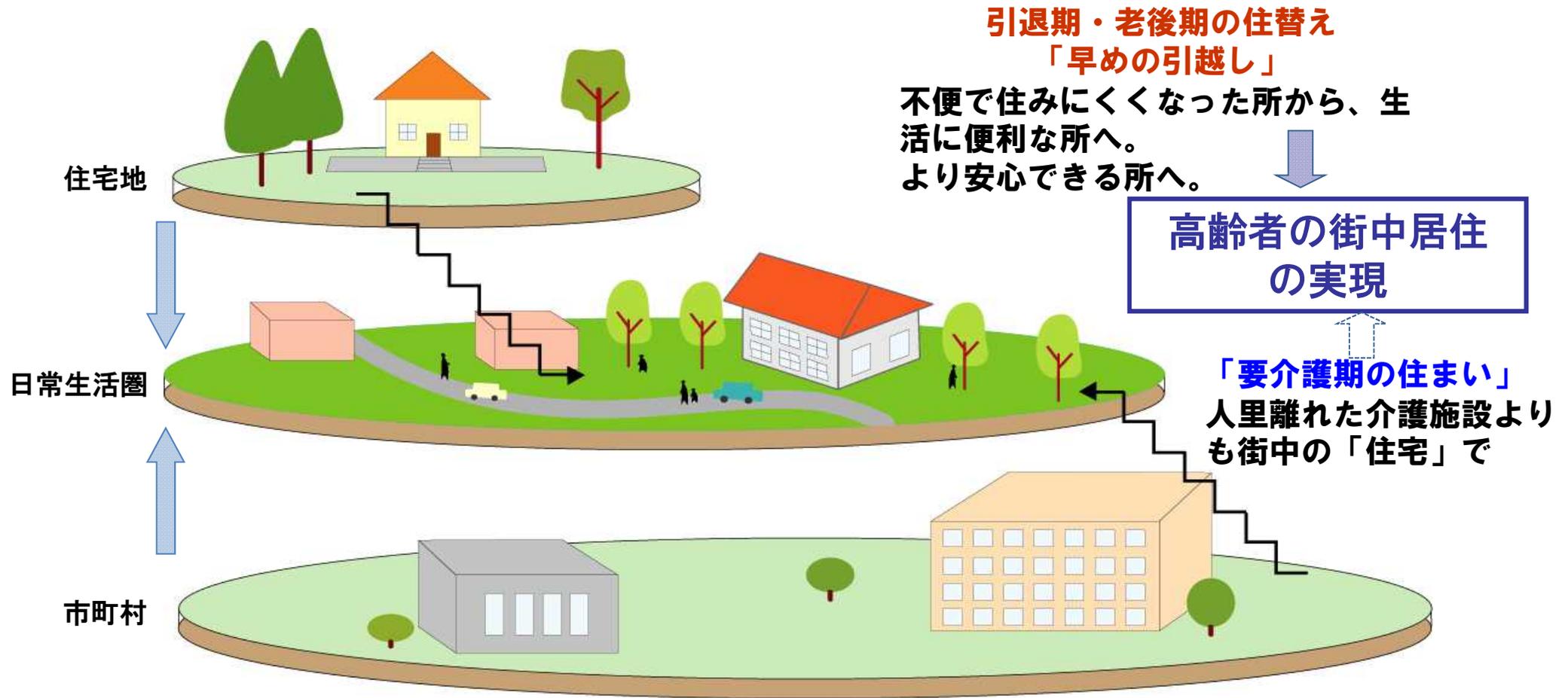


子供居住地の近くの
シニア関連施設



地域資源の再編による高齢者の街中居住の実現

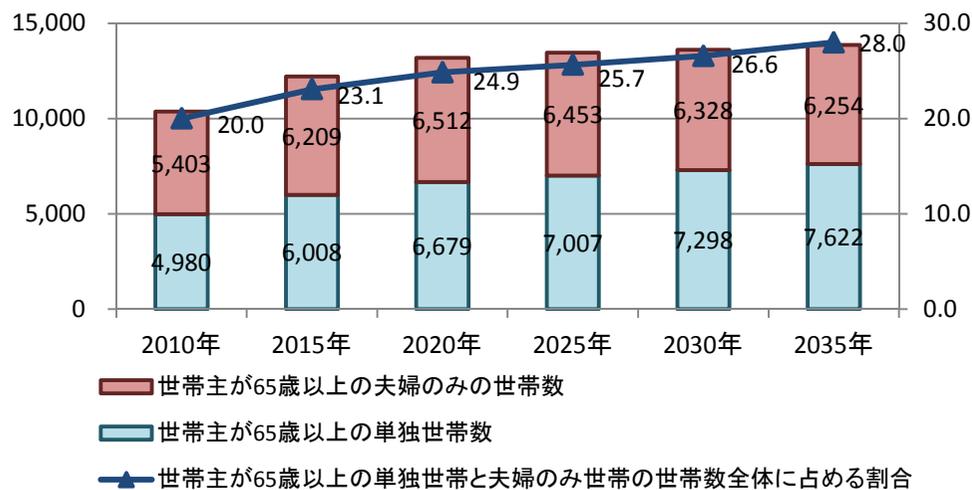
Aging in Place & Community in Care



6. 生活支援・予防

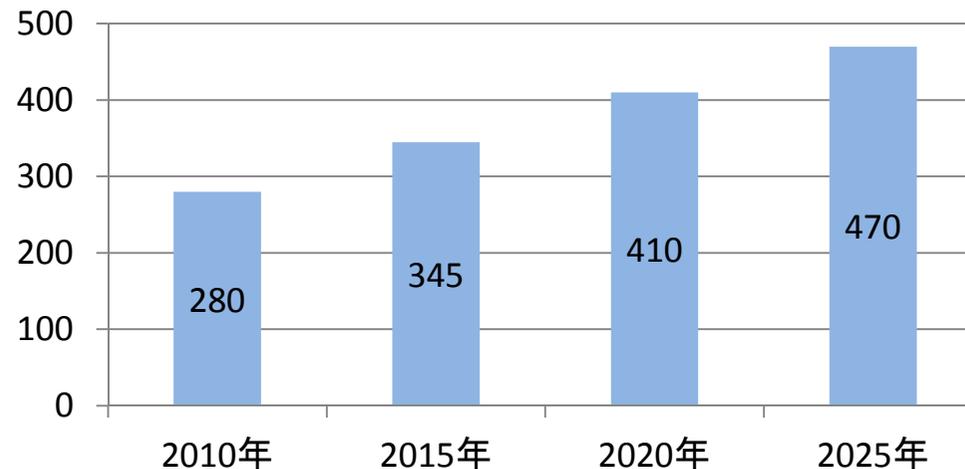
生活支援のニーズ

高齢者世帯の年次推移



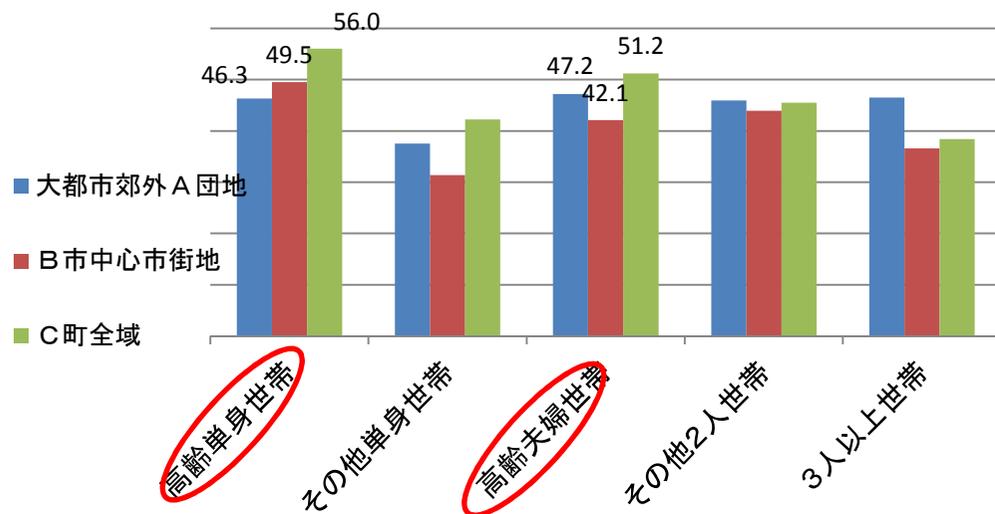
国勢調査（平成17年）、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口（平成19年5月推計）」

認知症高齢者数の将来推計 （単位：万人）



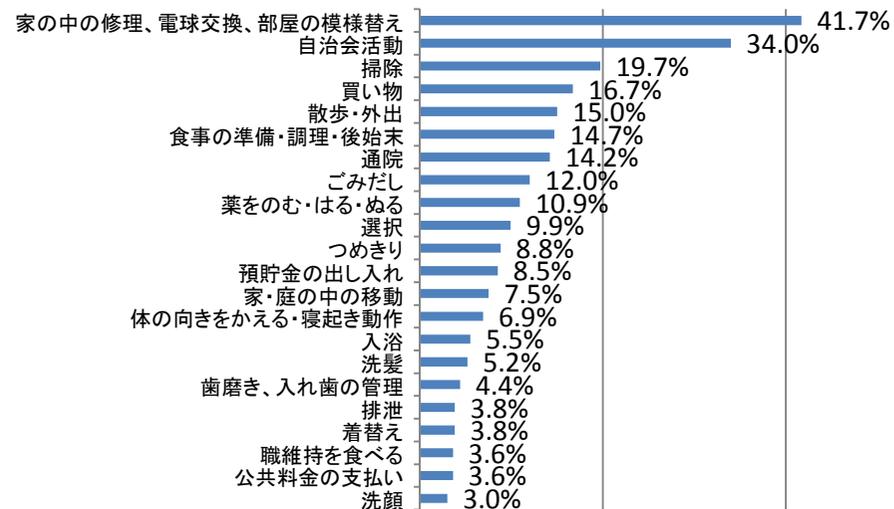
出典：「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」、平成24年9月公表の数値をグラフ化

買い物で不便や苦勞がある世帯の割合



平成23年、農林水産政策研究所、食料品アクセス問題の現状と対応方向

1人暮らし・高齢者世帯が生活行動の中で困っていること

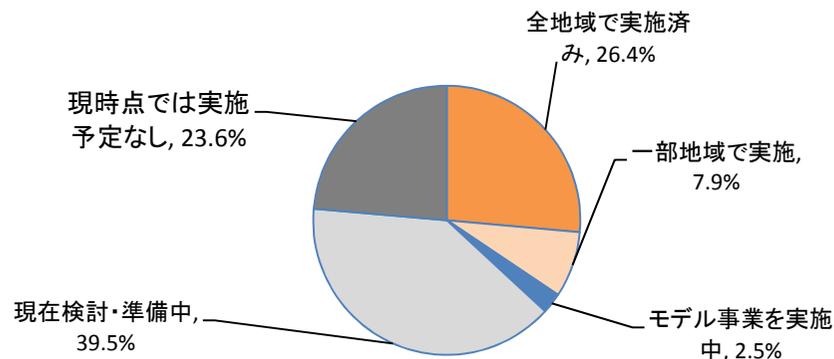


平成23年度老健事業、1人暮らし高齢者・高齢者世帯の生活課題とその支援方策に関する調査（みずほ総研）

地域住民の互助活動およびNPO等による生活支援サービス

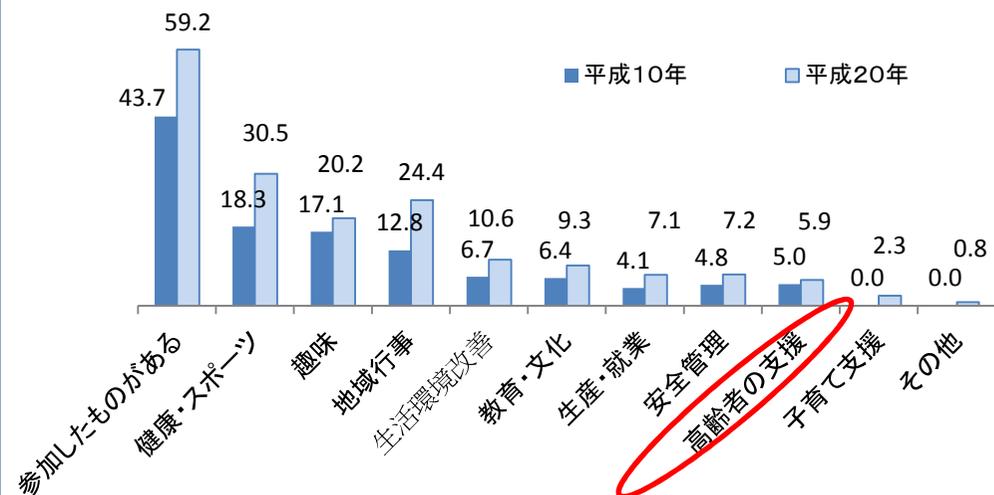
高齢者の見守りネットワークの形成状況

(全国1,750自治体のうち有効回答数 n=982)



平成22年内閣府 経済社会総合研究所「セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に関する調査 幸福度の視点から」

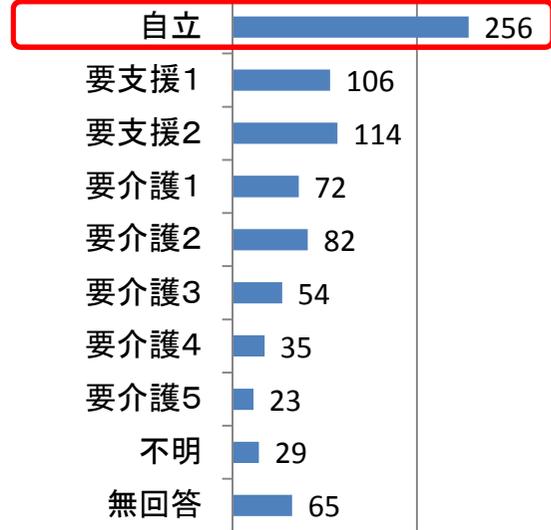
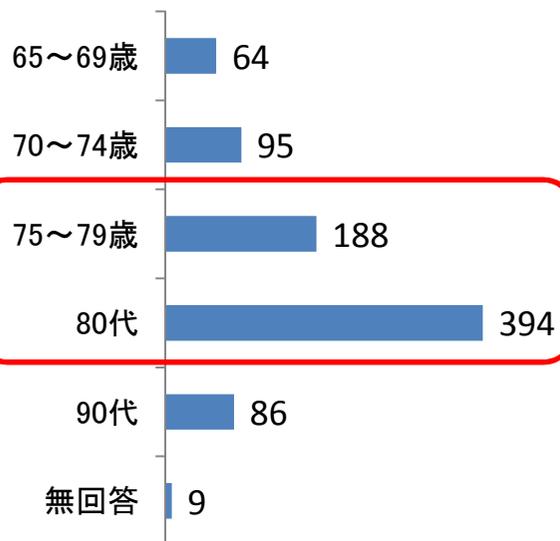
60歳以上の住民のグループ活動



平成24年度版 高齢社会白書、内閣府

NPO等による生活支援サービスの利用状況

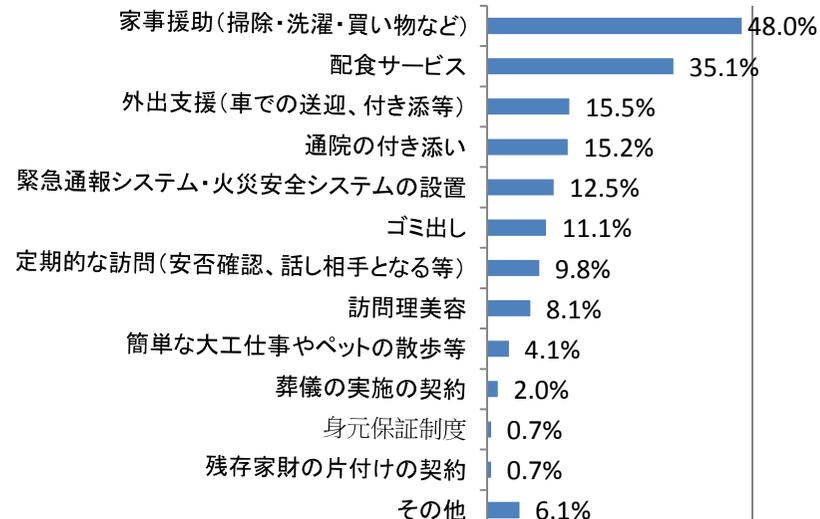
(調査対象10団体のサービスを利用する高齢者のうち有効回答数 n=836)



平成22年「神戸市の非営利組織による介護保険制度外サービス実態調査」

高齢者の利用サービス

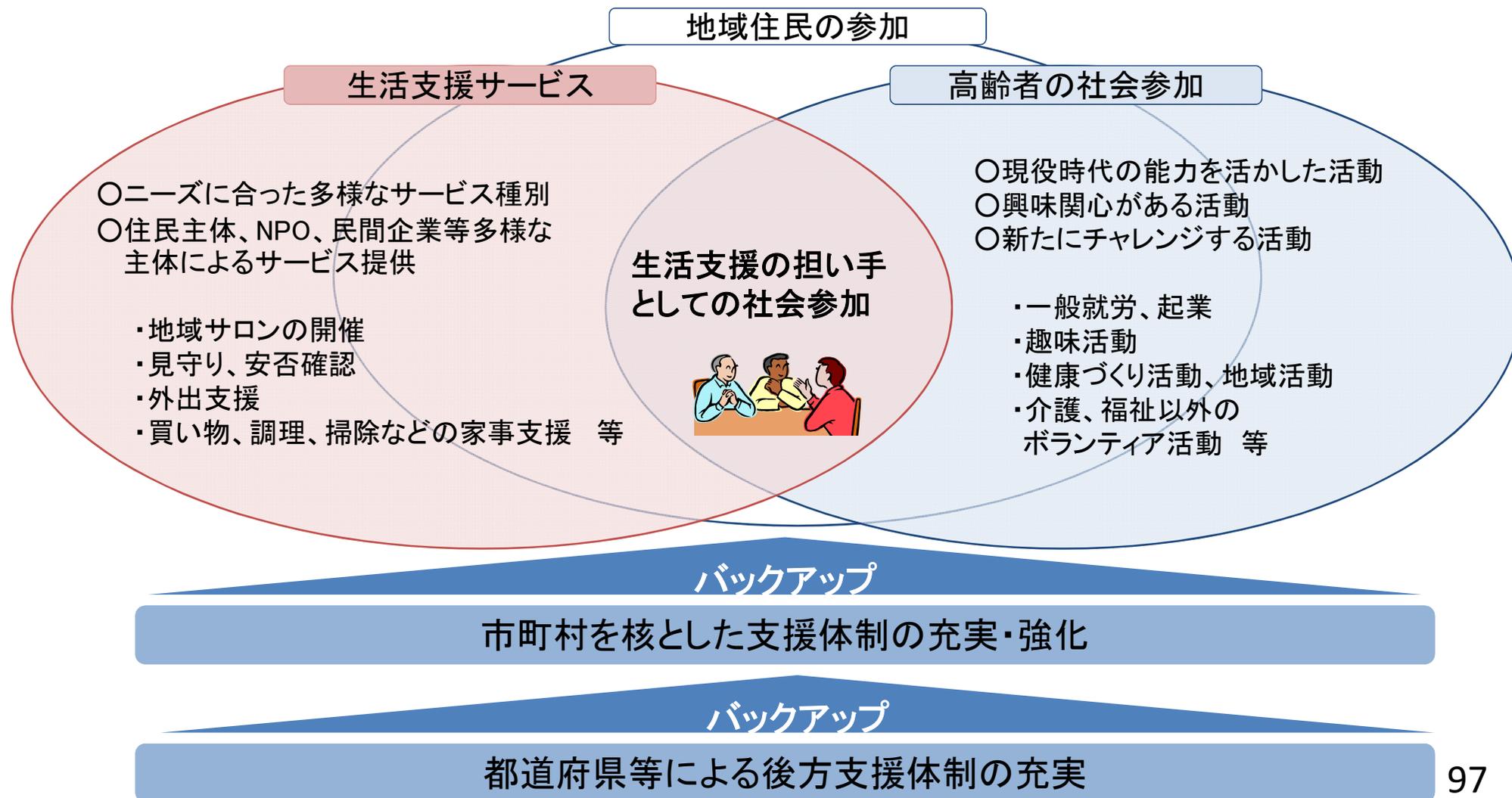
(民間・公的を問わず介護保険対象外の生活支援サービスを利用した高齢者のうち有効回答数 n=296)



平成22年度「高齢者の生活実態 東京都福祉保健基礎調査」

生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、見守り・配食等の生活支援の必要性が増加。**ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。**
- 高齢者の社会参加をより一層推進することを通じて、**元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待**される。このように、高齢者が社会的役割をもつことにより、生きがいや介護予防にもつながる。



高齢者による自助・互助の取組により介護予防を促進する

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援



- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助を横展開
- ・「生涯現役コーディネーター（仮称）」の配置や協議体の設置などに対する支援

生活支援サービスの提供イメージ

市町村単位の圏域

小学校区単位の圏域

自治会単位の圏域



事業主体

民間企業

NPO

ボランティア

ボランティア同士の支え合い（地域活動を行うことで、必要な時に自分も地域活動による支援を受ける）の実現

社会参加は介護予防にもつながる

バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化（コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等）

➡ 民間とも協働して支援体制を構築

都市部(柏市)の急速な高齢化の問題。地域に活躍場所を求めるリタイア層に対して地域はどのような準備を行うべきか？

2012年
団塊世代が65歳に到達

地域に活躍場所を求める
高齢者(リタイア層)



地域の現状

高齢者のニーズを満たす
居場所・活躍場所は少ない

- 老人会、サークル・ボランティア活動、サロン等
…利用は一部の高齢者
- 友人と集まり余暇を過ごす、あるいは家に閉じこもる
…地域社会の貢献にはつながらない



まだまだ元気！
今度は地域で
活躍したい

サークルやサロ
ン飛び込むには
敷居が高い

何をしたら
いいのやら？

**高齢者を(自然に)外に引き出す工夫、
地域の担い手として活躍できる環境整備が必要**



高齢者、特に都市部リタイア層にとって最も抵抗の少ない社会参加のかたち

- 現役時代から慣れ親しんだ生活スタイル
- 帰属意識、社会的役割が明確に与えられる

一方で・・・

リタイア層のライフスタイルに応じた働き方が必要

- 無理なく、出来る範囲で働く・・・就労時間、場所、内容の調整
 - 地域貢献、趣味を活かす、人との関わりを求める
- ・・・生計労働から「生きがい労働」へ



これらが両立する就労は、個人の心身の健康維持に寄与するとともに地域社会の課題解決にもつながると予測

生計維持のための
就労(生計就
労)

セカンドライフ就労

交流・趣味・場の
創造・その他

具体的な事業

柏市 提供資料

※H25.7月末時点
(現在の生きがい就労者数:180名)

事業統括組織



すずの会の取組

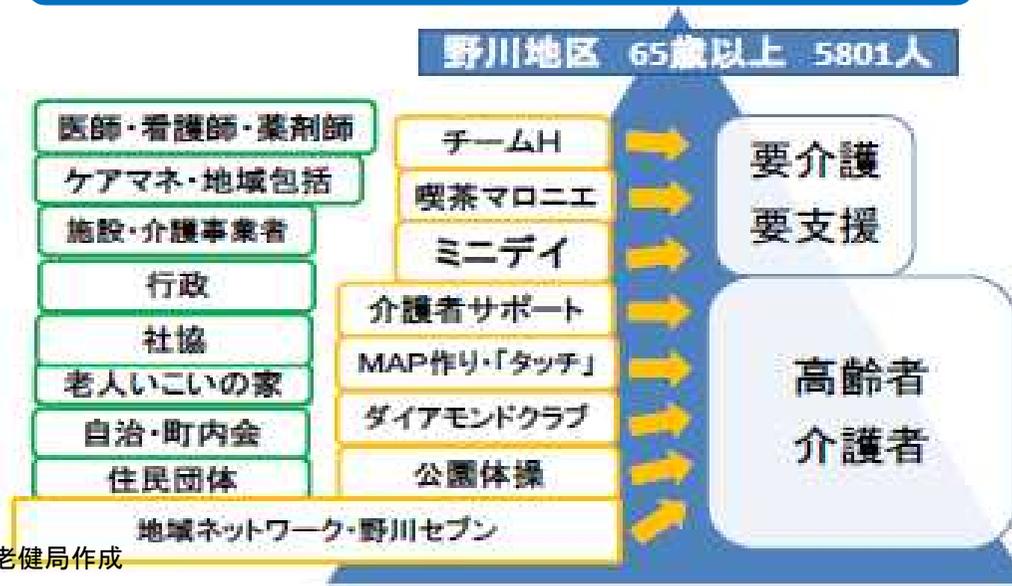
設立経緯

設立 平成7年9月
設立メンバー 小学校のPTA仲間5名
 ・ PTA仲間の一言「介護経験を地域で活かそう」
 ・ 「ちょっと困った時、気軽に鈴を鳴らしてください」
 ・ 制度の手の届かない問題の解決策を活動に
 ・ 自分たちの老後も考えたグループ作り
 ・ 当事者の困りごとを生活者の視点で解決する
 ・ 身近なつづやきを実践に生かす
 ・ 身の丈に合った実践の積み重ね
 平成25年4月現在 活動メンバー65名

活動内容

集いの場
 ミニデイ(月2回開催 延べ参加者 年約1900名)
 ご近所サークル「ダイヤモンドクラブ」(32か所)
地域ネットワーク「野川セブン」(26団体)
介護者サポート(スポットヘルプ・介護相談・コーディネート)
情報提供(介護情報誌『タッチ』発行)
公園体操(6か所 延べ参加者 年約6000名)
特養内地域開放型「喫茶マロニエ」(毎月1回)
地域マップ(年15回)

活動の広がり:トータルに支える



※第3回検討会 すずの会 提出資料を基に老健局作成

杉並区 安心おたっしゅ訪問事業

①高齢者訪問事業 1万人へ訪問

※第2回検討会 杉並区 提出資料を基に老健局作成

- 平成22年8月、113歳（当時都内最高齢者）が住所地に不在であることが判明。
- 100歳以上高齢者への安否確認訪問を緊急に実施。
- 平成23年度からは、安否確認に加え、何らかの困難を抱えている可能性の高い方へ、区から積極的に訪問を行い、潜在的なニーズを把握して支援につなげるとともに、日常的に相談できる関係づくりを目指して訪問を実施。（安心おたっしゅ訪問事業の開始）

優先度	対象者要件	訪問者	23年度 対象者数	24年度 対象者数
1	要介護認定なし。 2年以上医療受診なし。	地域包括職員 区職員	742人	705人
2-A	要介護認定あり。 ケアプランなし。	地域包括職員 区職員	1,922人	2,088人
2-B	要介護認定、ケアプランあり。 介護保険サービスの受給なし。	地域包括職員 区職員	202人	824人
3	要介護認定なし。 2年以内の医療受診ありの単身者。	民生委員 区職員	8,919人	6,798人
			計 11,785人	計 10,415人

②介護サービス等につないだ状況

- 平成24年度（平成23年度）は10,415人（11,785人）を訪問し、9,519人（10,133人）と面会を行った。そのうち、延べ618人（875人）が介護サービス等の利用につながった。

	介護サービス	介護予防サービス	緊急通報システム※1	配食サービス※2	地域のたすけあいネットワーク	その他※3	計（延べ数）
平成23年度	557人	24人	31人	14人	13人	236人	875人
平成24年度	332人	60人	29人	13人	13人	171人	618人

※1 一人暮らしの高齢者等が急病になった際に迅速に対応できるよう、高齢者宅に通報機や赤外線センサー等を取り付けるもの
 ※2 区が委託した事業所が高齢者宅を訪問し、弁当を手渡しすることで高齢者の安否を確認し、健康状態等を継続的に見守るもの
 ※3 寝具洗たく乾燥サービス（区独自事業）の利用、医療機関への連絡等

（区独自事業）
（区独自事業）

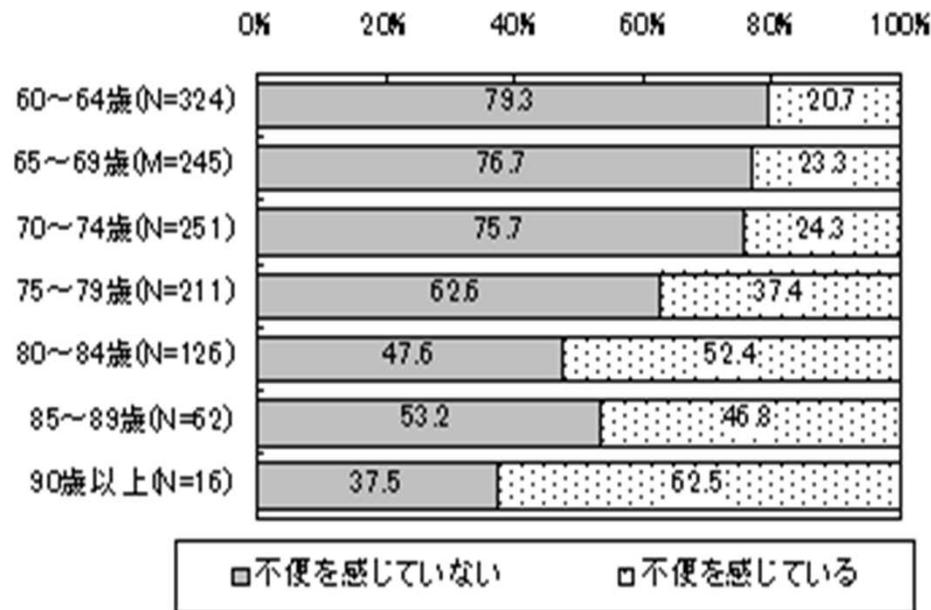
練馬区独自事業 買い物支援事業

◆買い物支援事業の位置づけ

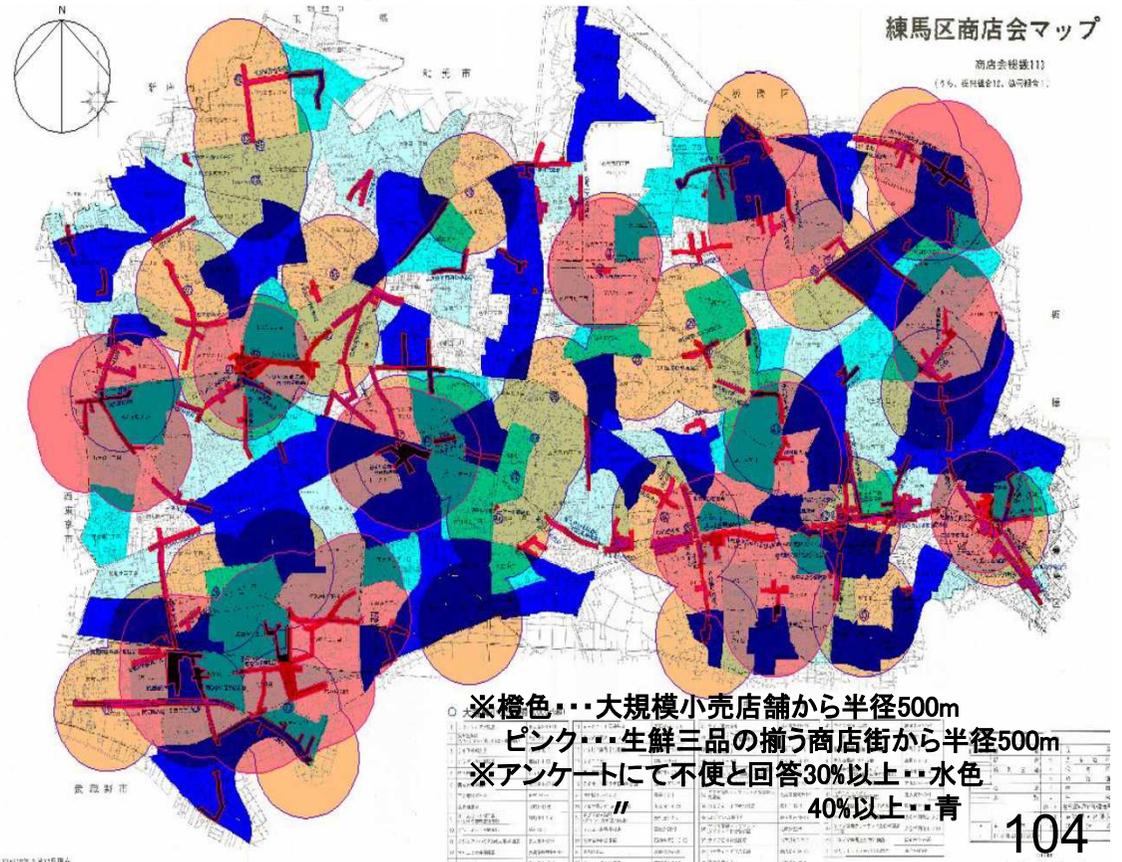
- ・ 練馬区商工業振興計画(平成23～26年度)の計画事業
- ・ 高齢者や子育て中の人などを対象に、商品を自宅に届けるなど買物の利便性を高める商店街の事業を支援する。
- ・ 23年度 … 調査
24,25年度 … 試行
26年度 … 実施

◆買い物に不便を感じている高齢者の年齢別状況

・年代が上がるにつれ割合も上がり、特に75歳以上になると比率が高い。



◆高齢者の買い物不便な状況

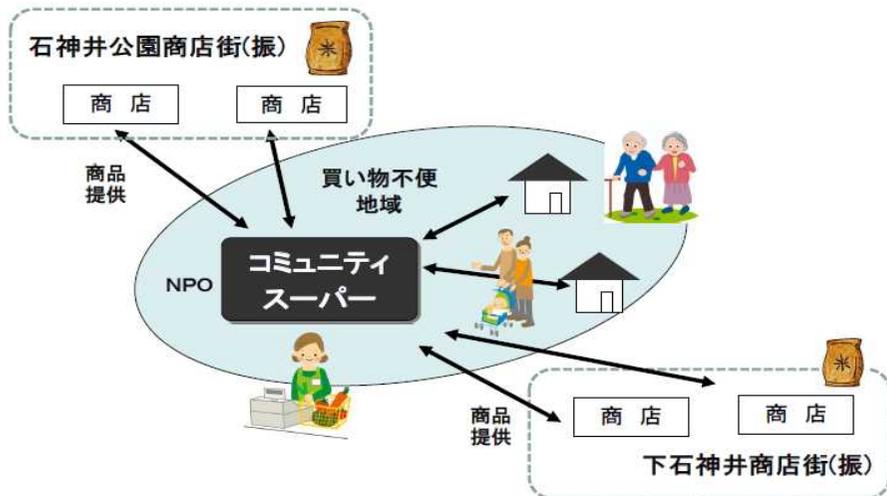


※第3回検討会 練馬区 提出資料を基に老健局作成

練馬区独自事業 買い物支援事業

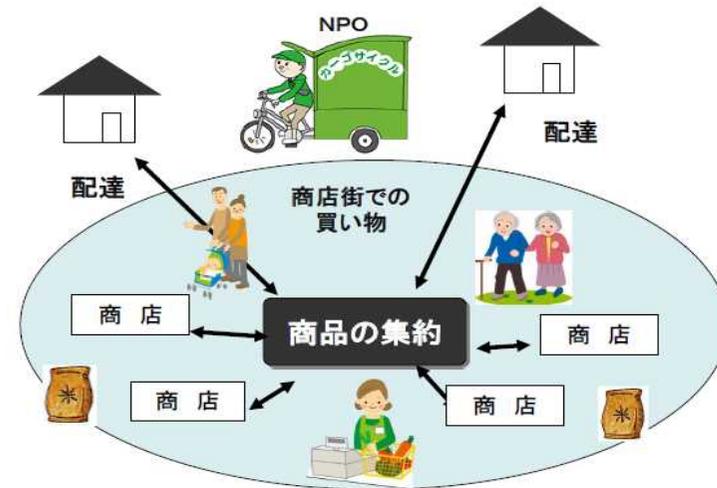
買い物代行サービスとは？

買い物が不便な地域にコミュニティショップをつくり、商店街の商品を、家の近くで買えるようにするサービス



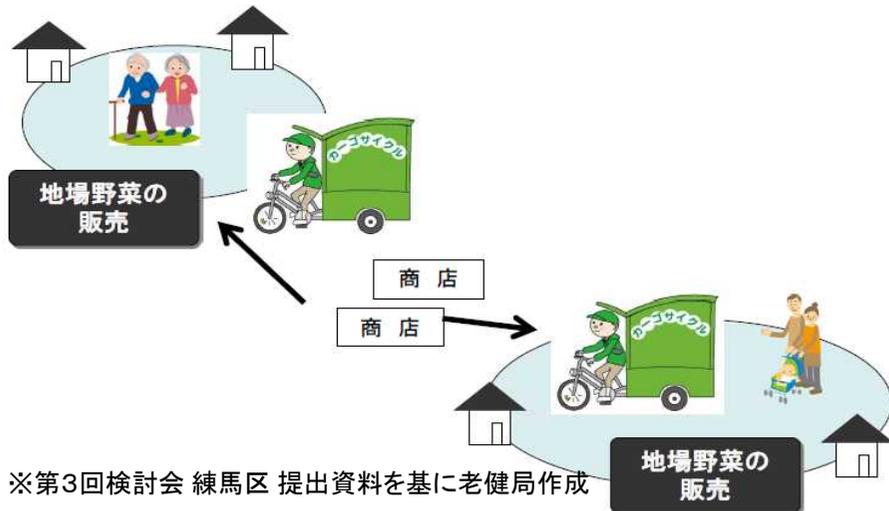
手ぶらで帰宅サービスとは？

商店街で買い物した荷物を、その日のうちに自宅までお届けするサービス



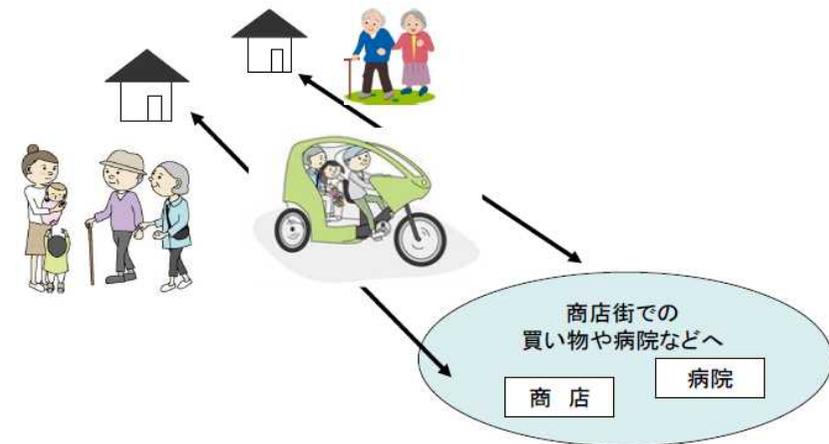
移動販売サービスとは？

商店街までの距離が遠い商店空白地域にて、地場野菜や商店街商品を販売するサービス



送迎サービスとは？

商店街まで歩いてくるのが大変な方、重い荷物を持って帰るのが大変な方などを対象に、商店街と自宅間を送迎するサービス



※第3回検討会 練馬区 提出資料を基に老健局作成

7. 施設整備

(社福)新生会の取組:高層タワー内の医療・福祉等生活支援施設

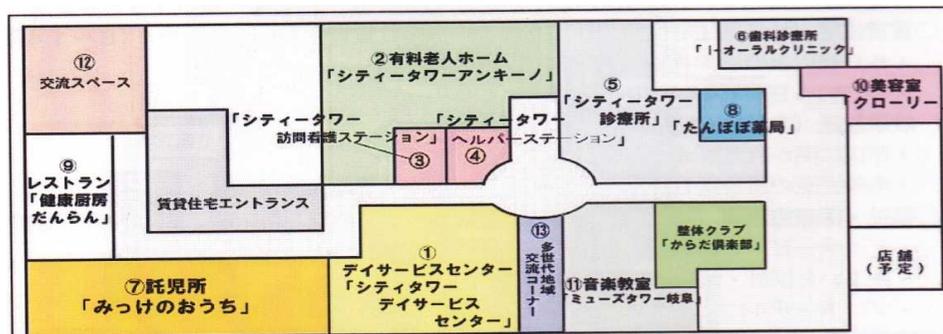
1. 建物概要 JR岐阜駅前再開発事業(平成10年10月竣工)

- 地階: 駐車場・260台
- 1~2階: 商業施設
- 3階: 医療・福祉等生活支援施設
- 4階: 地方放送局本社
- 5階: 分譲エントランス
- 6階~14階: 高齢者優良賃貸住宅
- 15階~42階: 分譲住宅
- 43階: スカイラウンジ、展望台



2. 3階のコンセプト

- 新しい文化の創造
- 成長し続ける街、成長し続ける人、街が人を育て、人が街を育てる
- 専門職の連携による人生の連続支援(子育てから人生の終焉までの支援)



※第3回検討会 新生会 提出資料を基に老健局作成

未利用国有地を活用した特別養護老人ホームの整備

社会福祉法人による特別養護老人ホームの整備／千葉市美浜区

平成26年度中に開設予定

千葉市では、公務員宿舎跡地(4,000.02㎡)を活用して、特別養護老人ホーム等を整備するため、公募により社会福祉法人を選定しました。

①整備する施設

特別養護老人ホーム	80床(ユニット型)
老人短期入所施設	20床(ユニット型)
デイサービス	

②選定経過

平成24年	10月17日	公募申込受付
平成24年	11月9日	公募説明会
平成24年	11月12日	計画書受付開始
平成24年	12月17日	計画書受付締切
平成25年	1月29、31日	千葉市社会福祉法人設立等審査委員会 高齢等部会による審査、整備事業者の選定



介護保険事業(支援)計画における必要定員総数の設定等

- 市町村は介護保険事業計画において、市町村毎の介護サービスの量の見込み・地域密着型の施設等の必要定員総数を設定。
- 市町村毎の介護サービスの量の見込みを踏まえ、都道府県は介護保険事業支援計画において、広域型施設や地域密着型サービス以外の在宅サービスについては老人福祉圏域内の調整を行いつつ、老人福祉圏域毎の介護サービスの量の見込み・施設の必要定員総数を設定。

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 日常生活圏域の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み
- 各年度における地域密着型の施設等(※)の必要定員総数(日常生活圏域毎)
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- その他の事項(医療や居住施策との連携、認知症施策、生活支援等)

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 老人福祉圏域(基本的に二次医療圏と合致)の設定
- 市町村の介護保険事業計画を踏まえた介護サービス量の見込み(老人福祉圏域毎)
- 各年度における介護保険施設等(※)の必要定員総数(老人福祉圏域毎)
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型の施設等
〔広域型施設(介護保険施設、介護専用型特定施設)や地域密着型以外の在宅サービスについては、市町村毎のサービス量の見込みを踏まえ老人福祉圏域内の調整を行う。〕
- その他の事項(介護人材の確保等)

基盤整備

- 都道府県知事は、広域型施設について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

東京都における老人福祉圏域

	東京都	特別区計	全国
面積(km ²)	2,187.50	621.83	377,950.10
65歳以上人口(人)	2,642,231	1,771,978	29,245,685
65歳以上人口密度(人/km ²)	1,207.9	2,849.6	77.4

※平成22年 国勢調査(総務省統計局) 統計表を基に作成



島しょ圏域

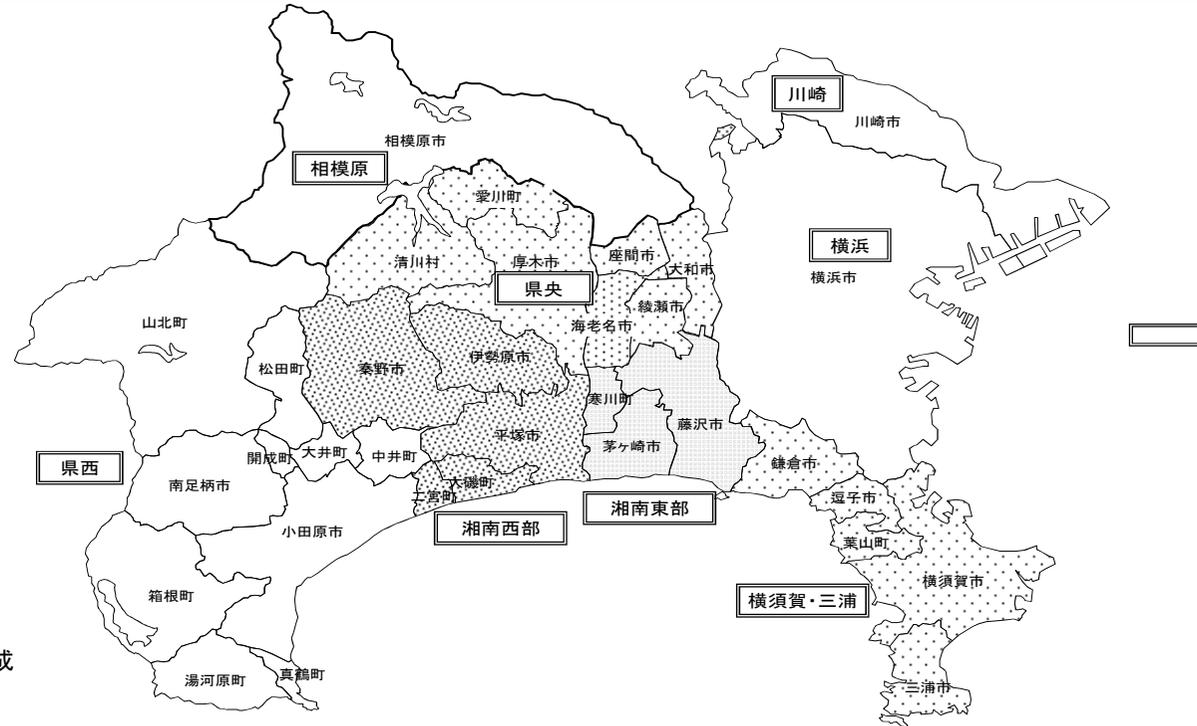


圏域名	構成区市町村	圏域名	構成区市町村
区中央部	千代田区 中央区 港区 文京区 台東区	西多摩	青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町
区南部	品川区 大田区	南多摩	八王子市 町田市 日野市 多摩市 稲城市
区西南部	目黒区 世田谷区 渋谷区	北多摩西部	立川市 昭島市 国分寺市 国立市 東大和市 武蔵村山市
区西部	新宿区 中野区 杉並区	北多摩南部	武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 狛江市
区西北部	豊島区 北区 板橋区 練馬区	北多摩北部	小平市 東村山市 清瀬市 東久留米市 西東京市
区東北部	荒川区 足立区 葛飾区	島しょ	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村
区東部	墨田区 江東区 江戸川区		

神奈川県における老人福祉圏域

	神奈川県	横浜市	全国
面積 (km ²)	2,415.86	437.38	377,950.10
65歳以上人口 (人)	1,819,503	736,216	29,245,685
65歳以上人口密度 (人/km ²)	753.1	1,683.2	77.4

※平成22年 国勢調査(総務省統計局) 統計表を基に作成

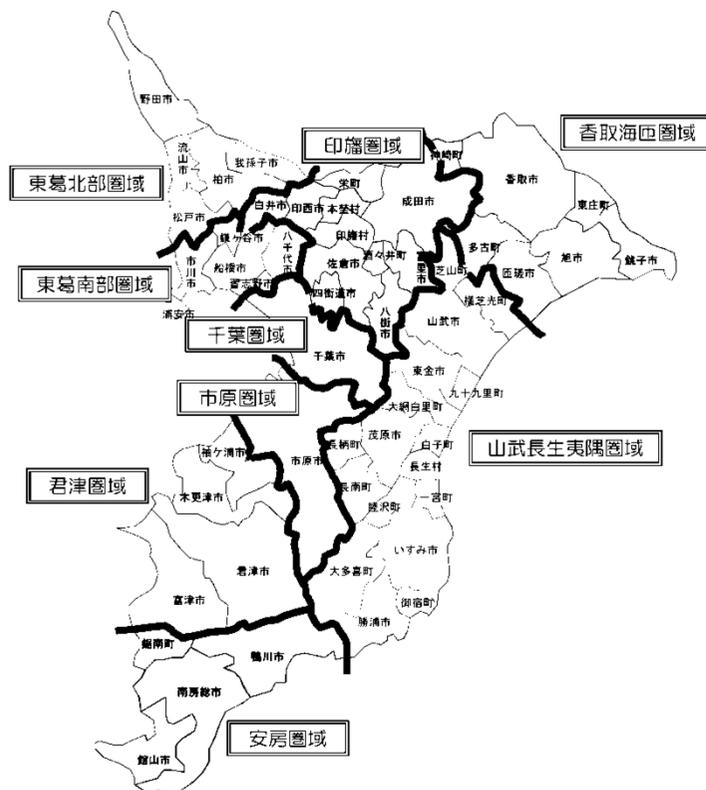


圏域名	構成区市町村	圏域名	構成区市町村
横浜	横浜市	湘南西部	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町
川崎	川崎市	県西	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町
横須賀・三浦	横須賀市 鎌倉市 逗子市 三浦市 葉山町	開成町	小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町
県央	厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村	県北	相模原市 城山町 津久井町 相模湖町 藤野町
湘南東部	藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町		

千葉県における老人福祉圏域

	千葉県	千葉市	全国
面積(km ²)	5,156.70	272.08	377,950.10
65歳以上人口(人)	1,320,120	198,850	29,245,685
65歳以上人口密度(人/km ²)	256.0	730.9	77.4

※平成22年 国勢調査(総務省統計局) 統計表を基に作成

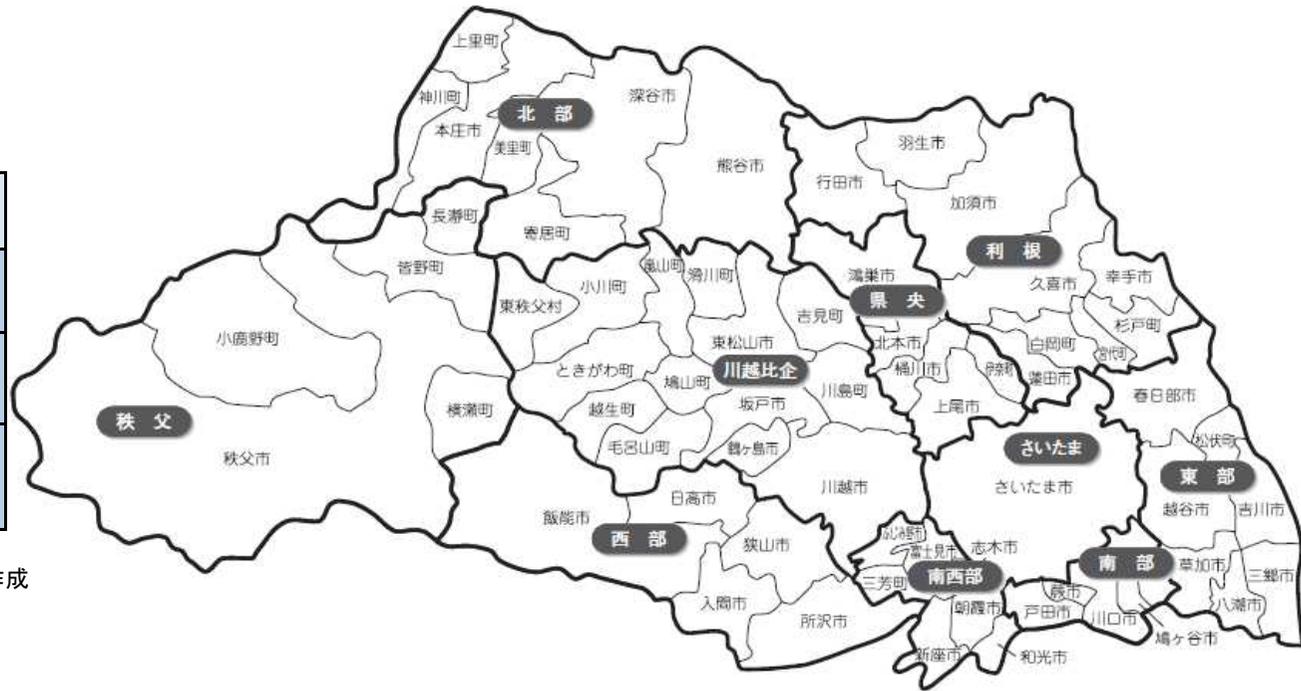


圏域名	構成区市町村	圏域名	構成区市町村
千葉	千葉市	山武長生夷隅	東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、勝浦市、いすみ市、大多喜町
東葛南部	市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市	安房	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
東葛北部	野田市、松戸市、流山市、我孫子市、柏市	君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
印旛	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、印旛村、本埜村、栄町	市原	市原市
香取海匝	香取市、神崎町、多古町、東庄町、銚子市、旭市、匝瑳市		112

埼玉県における老人福祉圏域

	埼玉県	さいたま市	全国
面積(km ²)	3,798.13	217.49	377,950.10
65歳以上人口(人)	1,464,860	233,564	29,245,685
65歳以上人口密度(人/km ²)	385.7	1,073.9	77.4

※平成22年 国勢調査(総務省統計局) 統計表を基に作成

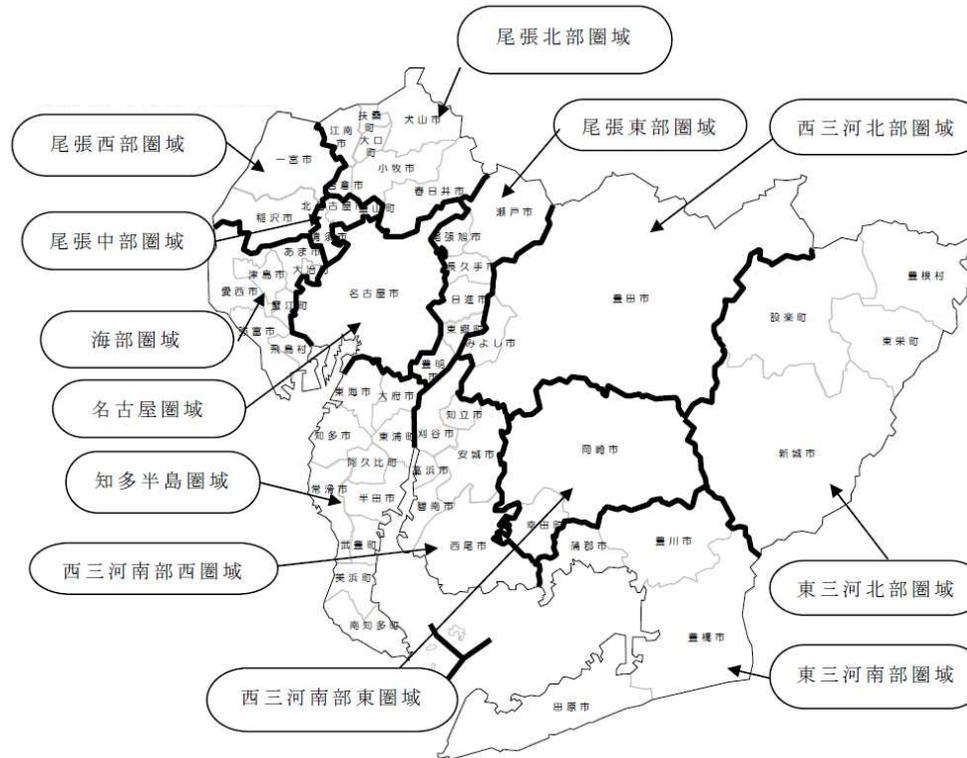


圏域名	構成区市町村	圏域名	構成区市町村
南部	川口市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市	川越比企	川越市・東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ときがわ町・鳩山町・東秩父村
南西部	朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・ふじみ野市・三芳町	西部	所沢市・飯能市・狭山市、入間市、日高市
東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町	利根	行田市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・宮代町、白岡町、杉戸町
さいたま	さいたま市	北部	熊谷市・本庄市・深谷市・美里町・神川町・上里町・寄居町
県央	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町	秩父	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町

愛知県における老人福祉圏域

	愛知県	名古屋市	全国
面積(km ²)	5,165.04	326.43	377,950.10
65歳以上人口(人)	1,492,085	471,879	29,245,685
65歳以上人口密度(人/km ²)	288.9	1445.6	77.4

※平成22年 国勢調査(総務省統計局) 統計表を基に作成

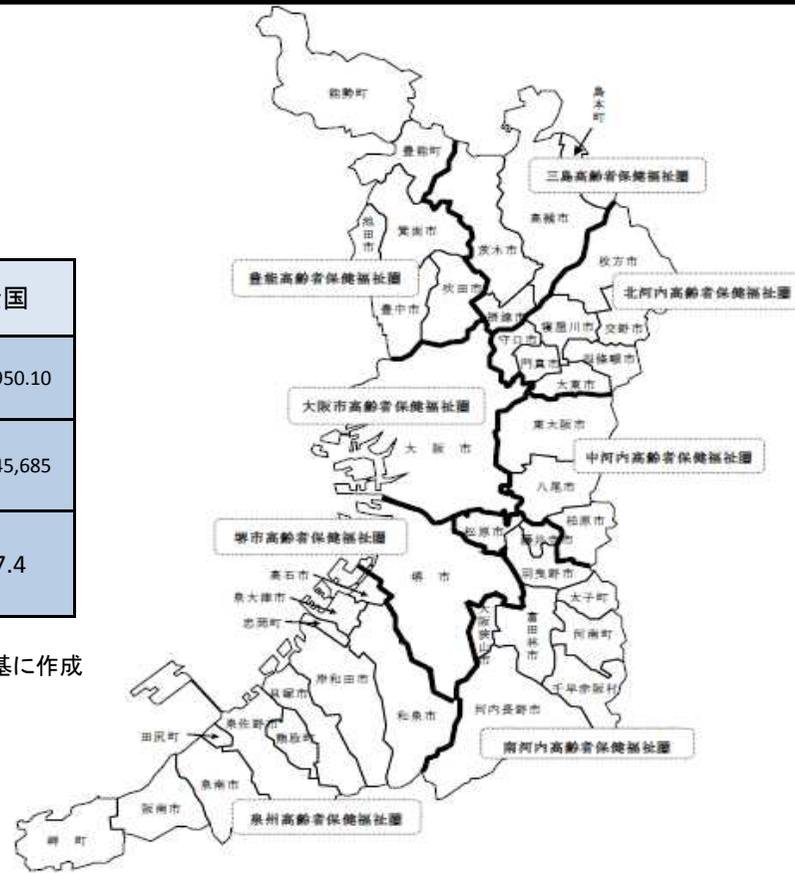


圏域名	構成区市町村	圏域名	構成区市町村
名古屋	名古屋市	知多半島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
海部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	西三河北部	豊田市、みよし市
尾張中部	清須市、北名古屋市、豊山町	西三河南部東	岡崎市、幸田町
尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町	西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
尾張西部	一宮市、稲沢市	東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町	東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

大阪府における老人福祉圏域

	大阪府	大阪市	全国
面積(km ²)	1,898.47	222.47	377,950.10
65歳以上人口(人)	1,962,748	598,835	29,245,685
65歳以上人口密度(人/km ²)	1,033.9	2,691.8	77.4

※平成22年 国勢調査(総務省統計局) 統計表を基に作成



圏域名	構成区市町村	圏域名	構成区市町村
大阪	大阪市	中河	八尾市、柏原市、東大阪市
豊能	豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町	南河	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
三島	高槻市、茨木市、摂津市、島本町	堺市	堺市
北河	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市	泉州	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

東京都全体の面積を上回る二次医療圏(36圏域)

都道府県	二次医療圏	面積(単位:km ²)
北海道	十勝	10,827.63
北海道	釧路	5,997.40
北海道	北網	5,542.35
北海道	遠紋	5,148.27
北海道	日高	4,811.97
北海道	宗谷	4,625.13
北海道	後志	4,305.83
北海道	上川中部	4,238.12
北海道	上川北部	4,197.40
岐阜県	飛騨	4,177.59
岩手県	盛岡	3,641.90
北海道	根室	3,540.38
北海道	札幌	3,539.86
北海道	留萌	3,445.78
福島県	会津	3,079.05
高知県	中央	3,008.77
岩手県	岩手中部	2,762.27
岩手県	宮古	2,672.44

都道府県	二次医療圏	面積(単位:km ²)
北海道	南渡島	2,669.67
新潟県	魚沼	2,648.95
山形県	村山	2,619.14
北海道	南空知	2,563.15
広島県	広島	2,502
山形県	置賜	2,495.52
北海道	北渡島檜山	2,473.63
岐阜県	中濃	2,454.87
福島県	県中	2,406.29
山形県	庄内	2,405.18
奈良県	南和	2,346.90
北海道	東胆振	2,341.84
福島県	南会津	2,341.64
宮城県	大崎・栗原	2,328.90
新潟県	下越	2,319.70
三重県	南勢志摩	2,279
栃木県	県北	2,229.52
新潟県	新潟	2,223.57

東京都全体の面積:2,187.50km²

(平成22年 国勢調査(総務省統計局))

※平成25年9月医政局資料を基に作成

特養の入所に関する指針について

- 特養における入所指針について、勘案すべき事項として厚労省が明示しているのは、「要介護度」、「家族の状況」、「居宅サービスの利用状況」のみ。
- 特養の入所指針は原則として自治体において定めることとされており、自治体独自の取組がある場合は、その取組を尊重することとしている。また、基準省令上、入所の判断は施設において行うことになっている。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)(抄)

第七条 略

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について(平成14年8月7日計画課長通知)(抄)

1 指針の作成について

- (1)指針は、その円滑な運用を図る観点から、関係自治体と関係団体が協議し、共同で作成することが適当であること。

2 入所の必要性の高さを判断する基準について

- (1)基準省令に挙げられている勘案事項について

「介護の必要の程度」については、要介護度を勘案することが考えられること。また、「家族の状況」については、単身世帯か否か、同居家族が高齢又は病弱か否かなどを勘案することが考えられること。

- (2)その他の勘案事項について

居宅サービスの利用に関する状況などが考えられること。

5 その他

管内の市町村・関係団体において指針の作成について独自の取組みがある場合には、これを尊重する必要があること。

【参考】 静岡県の特養入所指針

評価項目	点数(160点満点)	評価項目	点数(160点満点)
①要介護度	10～50	④特別な状況	0～20
②家族の状況	0～70	⑤介護者による虐待・介護放棄等、要介護者の生命・身体に危険が生じている場合	170
③居住地	0～20		

I 今後の方向性

○地域包括ケアの更なる推進

- 地域包括ケアモデル検討
 - －実態調査等の活用
- 認知症対策
- 見守り体制の充実

○総合的な高齢者の住まいの整備

- 区内における施設・住まいの整備
 - －要介護度・所得の状況に対応
- 保養地型特養
 - －選択の幅を広げる新たな取組み



Ⅱ 地域包括ケアの推進

